平成２５年（フ）第３０号
群馬県沼田市利根町追貝2699番地206
債務者　山田　　浄
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
群馬県沼田市利根町追貝2699番地206
債務者　山田　雪江（旧姓井熊）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
群馬県沼田市利根町追貝2699番地206
債務者　山田　藤雄
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
群馬県みどり市笠懸町久宮69番地103　マロニエＢ―103号、申立時の住所群馬県利根郡みなかみ町高日向303番地１　町営住宅柳田団地Ａ―06
債務者　味戸　幸一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１５９６号
埼玉県志木市館２丁目２番４―504号
債務者　佐々木多香枝
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
さいたま市緑区原山４丁目16番８―205号
債務者　田所　　忍
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
埼玉県加須市土手２丁目14番43号
債務者　町田　弘樹
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
千葉県大網白里市柿餅267―２　社会福祉法人ワーナーホームゆうゆうホーム、住民票上の住所千葉県勝浦市芳賀452番地
債務者　須藤　裕介
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
神奈川県厚木市長谷1648番地９
債務者　池上　智子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３号
神奈川県平塚市菫平18番20号　パナハイツ菫平203
債務者　岡村　　進
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４５号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の944
債務者　鈴木　正進
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
静岡県熱海市泉241番地の12　フェアモンドビュー伊豆104
債務者　牛山麻由美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
静岡県伊豆市土肥488番地の１、前住所神奈川県横浜市鶴見区向井町４丁目89番地35　メゾンマーサ201
債務者　藤田　莉菜（旧姓薄井）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４８７号
静岡県駿東郡清水町徳倉2350番地の５
債務者　臼井麻由美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
静岡県沼津市高島本町16番８号　ステージ小池201、前住所静岡県沼津市三園町11番８号ステージ花303
債務者　岩本東海こと　李　　東海
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
愛知県尾張旭市狩宿町１丁目94番地　アーバン狩宿202号
債務者　山田八重子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
滋賀県長浜市朝日町25番３号
債務者　村井　米子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係